

松江市一般市営住宅条例の一部を改正する条例

松江市一般市営住宅条例（令和3年松江市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後						改正前					
(設置)						(設置)					
第2条 一般住宅の建設年度、名称、所在地、構造、戸数及び家賃は次のとおりとする。						第2条 一般住宅の建設年度、名称、所在地、構造、戸数及び家賃は次のとおりとする。					
建設 年度	名称	所在地	構造	戸数	家賃	建設 年度	名称	所在地	構造	戸数	家賃
略						略					
平成10年度	南廻山ハイツ	松江市東出雲町揖屋760番地9	木造階建	212	月額37,500円	平成10年度	南廻山ハイツ	松江市東出雲町揖屋760番地9	木造階建	212	月額37,500円
平成15年度	中山ハイツ	松江市八雲町東岩坂78番地4	木造階建	24	月額46,000円						

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和10年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の松江市一般市営住宅条例（以下「新条例」という。）第2条に規定する中山ハイツ（以下「中山ハイツ」という。）に係る新条例第6条の規定による申込み及び決定並びに新条例第7条の規定による入居者の選考その他の必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に中山ハイツに入居している者（以下「現入居者」という。）は、新条例の規定に基づき入居しているものとみなす。

4 現入居者が入居時に支払った敷金については、新条例第15条の規定により支払われた敷金とみなす。